

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、Cセンター（以下「事業場」という。）において、施設管理の業務に従事していた。

請求人によれば、事業場においてパワーハラスメントや退職勧奨があり、体調を崩したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「混合性不安抑うつ障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、E医師の所見及び請求人の自覚症状等に関する申述等を踏まえ、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F41.2 混合性不安抑うつ障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断している。当審査会も請求人の発病の経緯とその症状からみて専門部会の意見は妥当であり、請求人は、平成〇年〇月頃に本件疾病を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 評価期間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、同僚から罵倒されたこと、業務中に腰部を負傷したこと及び休職中に上司から退職勧奨を受けたことを主張しており、以下、検討する。

ア 請求人は、平成〇年〇月頃からFに辞めてしまえと言われ、椅子を蹴飛ば

されたり、同年〇月始め頃には終業後〇時間くらい報告を求められ、その間ずっと罵倒されていた旨主張している。

この点、決定書理由に説示のとおり、Fが日常業務において請求人に指導を行っていたことは認められるものの、会社関係者及び事業場関係者の申述から、請求人が主張するようなFの言動や嫌がらせ等を確認することはできず、また、請求人はFの言動について、上司、同僚に愚痴や報告を一切行っておらず、当該出来事について客観的に事実関係を認めることはできない。

イ 請求人は、平成〇年〇月〇日、Fからセンサーを拭くように指示を受け、翌日の午前〇時頃、拭き終わって脚立から降りるときに転落して腰を痛めた旨主張している。

この点、G医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、要旨、請求人は平成〇年〇月〇日の業務中の災害により腰部を負傷したとしているが、請求人の医療機関への初診は翌〇日であり、後にL3/4椎体固定術を施行しなければならないほどの脆弱な腰部に外傷が加われば、翌日になって急激に腰痛が出現することは医学的に考え難い旨述べており、さらに、請求人が主張する災害については現認者がおらず、請求人自身も、会社に災害の報告をせず、医療機関への受診の際に事業場での怪我である旨申し出ていないことから、当該出来事について客観的に事実関係を認めることはできない。

ウ 請求人は、平成〇年〇月〇日にHから、事業場には戻れない、会社には新しい職場を探すのは難しいと言われ、職場復帰の道を絶たれたと思った旨主張している。

この点、Hは退職を勧奨したとする発言を否定しており、請求人は、同年〇月〇日の休業開始から平成〇年〇月〇日の休業期間満了まで、療養を続けながら在職していること、Iから請求人に対して回復状況を定期的に連絡するよう指示があったこと、Iが会社には週〇日の管理員など復職可能な職場はあった旨述べていることから、退職勧奨の事実は認められない。なお、Hは、相当期間のリハビリを予想して、現場は人を補充したからゆっくり休んでくださいと言った旨述べていることから、請求人が当該発言を退職勧奨と誤解し、不安になったことが推認され、この出来事を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて評価するも、請求人がHの発言を誤解したに過ぎず、その

心理的負荷は客観的には軽微であったとみるのが相当であり、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ その他、請求人は業務上の出来事を縷々主張するも、決定書理由に説示のとおり、客観的に事実関係を認めることが困難、又は評価期間以前の出来事であり、当該主張を採用することはできない。

(5) 以上のとおり、業務による心理的負荷をもたらす出来事は「弱」が1つであり、恒常的長時間労働も認められないことから、当審査会としても、請求人の業務による心理的負荷の総合評価については「弱」であり、「強」には至らないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。